

令和7年度大阪府障がい者施策推進協議会意思疎通支援部会
盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ 議事概要

■日時：令和8年2月13日（金）午後1時30分から3時30分

■場所：大阪府庁別館6階福祉総務課会議室

■出席委員（五十音順・敬称略）

姜 博久 特定非営利活動法人障害者自立生活センター・スクラム 代表理事
潮谷 光人 東大阪大学こども学部こども学科 教授（座長）
西尾 健太郎 盲ろう者等社会参加支援センター 副所長兼相談室長（職務代理者）
矢倉 紀 盲ろう者等社会参加支援センター連携機関 NPO 法人大阪盲ろう者友の会 代表理事
山崎 初江 盲ろう者等社会参加支援センター連携機関 NPO 法人ヘレンケラー自立支援センター
すまいる 理事長

議題1 盲ろう者通訳・介助者の養成について

（事務局）

令和7年度の養成研修、現任研修、現任実習の実施状況について報告。

（委員）

今年度の現任研修の免除者は10人だったということだが、免除規定について、今後はどうなるのか。これまでは、登録通訳・介助者の中には、施設等の職員もいるため、該当の施設では職員が多数不在となり、施設運営に影響がでるといった問題もあったが、今回、オンラインでも受講が可能となったので、もう免除しなくても良いのではないかな。

（委員）

オンラインで受講が可能であれば、免除規定をなくしていただきたい。対面で受講できる方には対面で受講していただきたい。

（委員）

免除規定をなくすかどうかということだが、私もなくした方がよいと思う。現任研修は2日間、座学で実施している。現任研修の概ね1週間後に、座学の様子をYouTubeで公開している。12月末まで見れるようにしている。自宅で受講する人もいるが、盲ろう者等社会参加支援センターでも視聴できるようにしているため、来所して受講する人もいる。自宅にパソコンがない、スマホの接続ができないといった方にも受講いただけるようにしている。

（委員）

私も、免除規定はなくす方がよいと思う。

(座長)

免除規定をなくすという方向で、事務局において所要の手続きをお願いする。

議題2 盲ろう者通訳・介助者の派遣について

(事務局)

- ・派遣事業や、介護サービス・障がい福祉サービスとの併用等に関する周知について、令和7年度の状況を報告。
- ・ヒヤリハットについて、令和7年度の状況を報告。
- ・通訳介助中の緊急時の対応に関するチラシ（案）について説明

(委員)

ヒヤリハット報告について、この内容を今後どういう風にして活かしていくかが問題。現任研修で取り扱っているということだが、事例を読み上げただけでは理解されない内容もあると思う。この場合はどうすればいいのか、どうすれば事前に防ぐことができるのか、未然に事故を防ぐことができるのかということも考えないといけない。この内容を報告するだけでは足りないのではないかなと思う。こういうことがあった場合、みんなはどうすればいいと思うかを考える、意見を出し合うという方法もあるのではないかなと思う。現任研修で、今度こういうことがあったらどうするのか、原因を研究できることがあればなと思う。例えば、車にあたった場合の事例に対して、あたらないようにするためにどういう風に歩いたらいいのか、歩行訓練士に来てもらい説明してもらおうとか、もう少し中身を膨らませた研修でもいいのかなと思う。

(委員)

報告書の中に、今回のヒヤリハットがどのような重大事故に繋がる可能性があるか、今後、同様のヒヤリハットが起らないようにするためには、どのようなことに注意が必要か、記入する欄がある。こうすれば次回ヒヤリハットを防げる、事故をなくせるという解決策を記入してもらっている。記入いただいた内容については、時間をおいて通訳介助者に状況を確認しており、実際に未然防止・再発防止に繋がったものもあれば、確認中のものもある。未然防止・再発防止に繋がったものは、現任研修で紹介している。個人情報の問題から詳細は伏せているが、概要を紹介している。グループで検討するという内容の研修は実施していない。

(座長)

今後、研修の方法については、実態に合わせて検討していくことが大事なので、ワークの時間を入れても良いのではないかなと思う。歩行の時間についても、実際の介助方法について見直すことも大事だと思う。研修の方法については検討した方が良く思う。

(委員)

ヒヤリハットや事故の研修での活かし方について、2点ほど意見がある。1つ目は、現任研修の免除規程をなくす手段として、オンライン研修を本格的にはじめられたということで、オンライン研修とどう上手く組み合わせるかという点。文章だけで説明するのは非常に分かりにくい、伝わりにくいという課題があると思う。事業所では事故があった場合は現場検証を行い、写真を取る。私の法人での経験で言うと、事故が起こったところが、とても車椅子が転倒するような想像ができない場所だったことがある。転倒だけではなく、人がつまずくということも多分普段は想定されない状況もあるのではないかな。そういった時にどんな場所で事故が起こったのか視覚イメージとしてわかりやすく伝えなければならぬ。事故が起こった現場の写真とかを事務局が撮影し、現任研修で伝えるというのはどうか。オンライン研修では写真だけを見てもらっても伝わらないと思うので、説明を加えたり、皆さんが気づかないような点を指摘するなどが必要だと思う。そういった例示や共有ができれば、通訳介助者の新たな気付きにつながるのではないかな。2つ目は、盲ろう者の接触、対人・対物がいくつかがあげられていたが、私自身、電動車いすで外出する際、介助者は車道側を歩く。利用者の安全を確保するために、危険になる側を介助者が歩くというのを基本的なスタンスとしてみんな教えられている。介助者が車道側を歩いていると、障がい者は自分たちが歩く側は安全だと思って、車椅子の向きを変えたり、その空間に移動したりする。ところが、介助者の存在があるために、後方や前方から人が歩いてくる、自転車が猛スピードで走ってくる、そういった時に、なぜか人や自転車は介助者を避けて障がい者の横をすり抜けて行こうとする人が結構多い。自転車や歩行者には介助者の方に行ってほしいが、介助者の存在が大きくて障がい者の側に来てしまう。その理由はなぜか分からない。障がい者は動きがゆっくりだと思っているのかもしれない。いずれにしても、安全だと思って移動している方向に対向する人や自転車が多々通っていく。私は、そういったことがあることを介助者に伝えている。あなたの存在が対向してくる人の意識に影響を与えているんだから、速やかに道をあけるとか、安全な方に道を変えることに注意してもらわないと事故に繋がると伝えている。盲ろう者の場合も、そういうことがあるのではないかな。2人で横並びで歩くことで、対人、自転車の動きというのは、盲ろう者の身体に近い所を通ることも多いのではないかなと思うので、介助者としての自分の位置がどれだけ周りに影響するのかを心掛けておいていただかないといけないと思う。現任研修で、何らかの形で伝えていただければ、接触事故が減るのではないかな。また、きれいに敷き詰められたブロックの道、見た目には乱れているようには見えない歩道で、不安定でグラグラしているところが意外に多い。そういったところを盲ろう者の人が歩かれると急にバランスを崩されたりすると思うので、注意をしなければいけないような場所や、状況を情報収集していただいて、通訳介助者にもそういった細かい点も報告してもらおうように伝えて、皆さんに情報提供していくということが必要なのではないかなと思う。

(座長)

事故報告の方が多い。本来、ヒヤリハットの方がちょっとでもヒヤリとした時に報告してもらおうというのが基本なので、件数が逆転しておかないといけない。もっとヒヤリハット

をあげてもらおうよう啓発をした方がいいと思う。この辺も、今後の研修の在り方として検討を進めるべきかと思う。

(委員)

緊急の場合の対応について、本当に緊急な場合にも対応いただきたい。休みの日の対応は翌日になる可能性もあるということだが、本当に緊急な場合、判断に困った場合、通訳介助者がどうしたらいいのかということ。その時に双方向からのやり取りができないと、通訳介助者の活動継続にも影響するのではないか。もしもの時はここに連絡すればいいというところがないと、本当に怖い思いをすることも多い。この方法で、すぐに連絡できるのか。他の事業所であれば、担当者に連絡するようになっており、担当者がでられない場合は、事業所の理事長に繋がるようになっている。今回の方法はいつでも連絡ができるのか。連絡を受けただけでは、動けなくなってしまう。そういう場合のことをもう少し考えてほしい。

(委員)

緊急時の連絡についてはどれくらいの件数になるのか未知数なところがあるが、現時点では少数と見込んでおり、対応も速やかにできるのではないかと考えている。これらをふまえ、新たに緊急用の報告メールを設定することにした。通訳介助者の中には聴覚に障がいがある方もいるため、メールで報告を受けることとした。様子を見て、今後これではダメだということであれば、電話等の対応を考えていきたい。頂戴したメールには、できるだけ速やかに対応する予定。人員体制については、職員の勤務状況もあり、労働基準法のみなし労働時間など厳しくなっているため、まずは1名で対応していく。

(委員)

盲ろう者が通訳介助者と外出し、通訳介助者の方が体調不良になり、盲ろう者がどうすれば良いか分からなくなることもある。盲ろう者にも緊急時の対応について講習などをしていただいた方が良くと思う。

(座長)

周知チラシは、盲ろう者にも周知することとして、緊急時の対応は盲ろう者によって異なると思うので、各自の対応を尊重しながら、チラシに記載の対応も知っていただくのも良いかと思う。

(委員)

緊急連絡のメールについては、通訳介助者も盲ろう者も両方使えるということだが、今後のことも考えると、人員体制も検討してほしい。体制が整っていれば、通訳介助者も盲ろう者も安心すると思う。

(委員)

24時間体制をとるには様々な問題があるため、現時点では体制を変更する予定はない。

(委員)

24時間体制が難しいということは分かるが、緊急で入院する場合や、急な冠婚葬祭がある場合、休日は通訳介助者が見つからない。そういう時に事務局で調整してほしい。盲ろう者にとっては急な入院や冠婚葬祭も緊急に該当する。これらについても対応してほしい。

(委員)

今のご意見は周知チラシの趣旨とは違うのではないかと。報告メールの利用は、事故や急病の場合に限定されている。今のご意見は緊急利用の話。その場合の利用は想定されていない。現状、盲ろう者が直接派遣を依頼ができるようになっているので、各自公開名簿を使って対応してほしい。土日夜間帯に派遣依頼を受けても、個人情報である名簿を職員の自宅で保管することはできないので、通訳介助者を調整できない。別の方法で対応を検討してもらいたい。例えば同行援護で緊急連絡を対応していただくなど、この派遣でそこまで対応するのは難しいと思う。通訳介助者は有償ボランティアなので、ケアマネや相談支援専門員もしくは同行援護の事業所などを優先的に調整してもらおう方が良いと思う。

(委員)

コーディネートしていただいた人が、急にダメになった場合、通所施設等では当初派遣される予定だった通訳介助者がどのような人か分からないので、代替の対応ができない。そういう場合があることを知っていただきたい。民間事業者がやる場合と、大阪府がやる場合では視点が違うと思う。そこは危機管理というか、緊急の依頼も含めて対応することも考えていただきたい。

(委員)

盲ろう者の方のケアプランや個別支援計画に緊急時はどのように対応するのか、記載されているのではないかと。緊急の際はここに連絡してくださいと記載されていると思う。

(委員)

同行援護などを利用していない盲ろう者も結構いる。通訳介助者派遣だけを利用して盲ろう者も多いと思うので、それを思うとここに頼るしかないと思う。

(委員)

ケアプランや個別支援計画は各々の事業所で考えたらいと思うが、ケアマネや相談支援専門員はどういった支援を受けるのかという総合的なプランをたてると思う。その総合的なプランを作る際に、緊急連絡先として、緊急でお困りの際はこういう連絡方法でお願いしてくださいというものを決めていると思う。個々の事業所との状況だけでなく、派遣を

利用している盲ろう者の方はケアマネや相談支援専門員がついている人が多いと思うので、ケアマネや相談支援専門員がたてる総合的な計画の中で決めている緊急連絡に応じて対応していくのが、一番安全で、安心できると思う。

(座長)

緊急連絡については盲ろう者それぞれのやり方もあると思うので整理が必要だと思う。相談支援専門員に相談して、直接依頼や同行援護の利用、通訳介助者派遣の利用などを検討するという流れになると思う。利用者が事前に方法を整理して、理解しておくことが必要だと思う。盲ろう者社会参加支援センターだけの対応は限界があると思う。こういった整理をしていくことを、利用者に伝えていくことが必要だと思う。緊急に利用したいということは当然あると思うので、利用できないという状況は避けるべき。そのために、いくつかの方法を知っておくということが重要だと思うので、今後啓発等検討してほしい。

(事務局)

- ・資料2-2は、通訳介助中の緊急時の対応で、夜間休日などの急な依頼への対応は想定されておらず、これらは別で議論いただくべきもの。
- ・緊急時の対応については、まずはメールでの対応から運用を開始する予定。労働基準法などもふまえ、様々な点を整理する必要があるため、当面はこの方法で運用していく予定。
- ・周知の際は、通訳介助者だけでなく、盲ろう者にも周知するようにする。
- ・緊急で派遣を依頼したい場合の対応については、様々な課題があるため整理が必要。通訳介助者は国においては意思疎通支援者という位置づけ。同行援護等の障がい福祉サービスとは国の要綱等の位置づけが異なり、前提として障がい福祉サービス事業所に求められる対応や職員体制とは異なるということをご理解いただきたい。
- ・また、府の派遣要綱では、原則として10日前までに申請し、1日の派遣時間の上限は8時間と規定している。盲ろう者が自分で調整することも可能なため、実際の派遣では1日8時間を超えて活動が行われる場合もある。緊急で派遣を依頼したい場合の対応を考える際は、現行の規定やこうした状況をふまえた整理が必要。市町村の役割やケアプラン上の位置づけ、盲ろう通訳介助者にどこまでの役割を求めるのか等の整理が必要であり、通訳介助者派遣事業だけで対応することや、通訳介助者派遣事業が中心となって対応できるものではない。
- ・市町村や相談支援専門員、同行援護等の支援者、その他支援機関など、盲ろう者に関わる様々な機関との状況をふまえ、災害時等を含めた緊急時にどのような対応を取るべきかについて、盲ろう者や通訳介助者が日頃から考えておく必要があるので、現任研修や、盲ろう者向けの生活訓練やレクレーションといった支援事業の中で取り入れていくことができればと思っている。

(座長)

緊急時の対応については、どのような方法があるのか、盲ろう者に知っていただくことも

大事だと思うので、支援事業に取り入れてもよいと思う。

(委員)

資料2-2は、命に関わることを上にした方がいいと思うので、急病等の場合を上にした方がいいのではないかと。文字だけでは認識しづらいので、視覚情報の方が効果的なため、フロー図などを入れた方が分かりやすいのではないかと。

(事務局)

ご意見をふまえ修正案を作成し、盲ろう者等社会参加支援センターとも調整の上、再度、確認いただくようにする。調整が整い次第周知を行うため、4月1日から周知・運用できない可能性もある点に留意願う。

議題3 盲ろう者支援施策について

(事務局)

盲ろう者通訳・介助者養成研修、盲ろう者通訳・介助者派遣事業、盲ろう者支援センター事業について、令和5年度から令和7年度の事業実績を説明。

(委員)

障がい者が本当に危ぶまれるのは災害が起きた時。自分がどう動くのか、誰に助けをもらうのか。また、災害だけではなく、病気になった時、誰に連絡するのか。私の場合、一人暮らしをしていると、土日は日中ヘルパーがいない場合もある。そういった時に自分が本当に苦しくなったり、体調不良を起こした際どうするのかというのをすごく考える。訪問診療を受けているので訪問看護師が月に数回きてくれる。訪問看護は体調不良の場合は24時間対応してくれるという契約もある。私の法人では事業所では毎年1回避難訓練をしている。去年の訓練の時に出た課題が、事業所は災害が起きた時に利用者に対してどこまで手を差し伸べられるのか。利用者である障がい者と事業者で話し合った。障がい者がどこに避難するか分かっているのか、そこでどういうサポートを受けたいと思っているのか、これを、無理とかそういうことではなく、とりあえずやってもらいたいことを出してもらって、そこで、連絡は誰にするのか、そういった細かいところを確認した。障がい者は避難計画を周りの支援者と一緒に作る必要がある。一方で、大阪府や大阪市が今力を入れてやろうとされていることが、障がい者の個別避難計画づくり。特に重度障がい者の単身者を対象とした個別避難計画を作ってくださいということで、関係部署が動いている。しかしそれは、何かあった時にすぐに使える計画にはなっていない。個別避難計画には行政の側から、計画相談支援事業所に協力を求めるということが行われているが、現場で計画を立てている側からすると、とてもそこまで個別事例に踏み込んだ関わりを持っていない。地域の日中活動の場であるとか、そういったところで、利用者の人たちと一緒に、事業者としてできることは何なのか、利用者自身が分かってくれないといけなことはないのかということも積み上げていかないといけないなと思う。生活訓練などの取

り組みの中で、緊急時の避難や緊急時の対応を、一人一人の障がい者がどうしてほしいのかということを考える場面を作ってはどうか。日常的な場で、いざという時のことをみんなと一緒に考えていくという取り組みをぜひしてほしいと思う。

(座長)

急病時の対応で、こういうやり方があるんだよという事例を知ることや、個別避難計画が実際に作られているのか実態を把握することが重要。市町村によっては聴覚障がい者の方向けの個別避難計画の実施状況を公開している場合もある。盲ろう者の場合は個別避難計画の実施状況が分からない。実施がどのように進んでいるのか見えてこない状況がある。そのあたりは問題意識をもって取り組んでいかなければならない。

その他

(委員)

- ・盲ろう者が障がい認定やサービス等支給決定などに伴う調査を受ける際、本来は市長村が合理的配慮として通訳介助者を手配すべき。それが今は、盲ろう者の負担で府の派遣事業を使っていると思われる例がある。
- ・ケアマネなどから問い合わせを受けた場合は、合理的配慮として市町村の役割であると周知しているが、通訳介助者の活動報告を見ると疑義があるものもある。障がい介護かに関わらず、こういった場合は市町村が合理的配慮として対応すべきであることを府からも周知してほしい。

(事務局)

- ・現在も様々な機会周知しているが、機会をとらまえて周知していく。
- ・市町村から問い合わせが入る場合もあり、その場合はその都度、事業の趣旨・目的や合理的配慮の考え方などについて説明している。引き続き、取り組んでいく。
- ・来年度のワーキンググループについては、現委員の任期が来月末をもって満了となるため、現在新たな委員の委嘱手続きを進めている。新たな委嘱が整い次第、座長の召集に基づき、ワーキンググループを開催する。